

福岡市旅館業法施行細則（昭和47年福岡市規則第72号）新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）及び福岡市旅館業法施行条例（平成24年福岡市条例第74号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2条 削除</u></p> <p>(営業許可申請)</p> <p><u>第3条</u> 法第3条第1項の規定により、<u>旅館業の営業の許可</u>を受けようとする者は、旅館業営業許可申請書（様式第1号）を営業施設の所在地を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 旅館業営業許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>営業</u>の施設を中心として半径300メートル以内の見取図</p> <p>(2) 各階平面図（縮尺、方位、間取り、各室の床面積及び用途を明示したものに限る。）、<u>断面図</u>、<u>配置図</u>及び立面図</p> <p>(3) <u>営業</u>の用に供する建築物の建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく検査済証の写し及び消防法令に適</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）、<u>旅館業法施行令</u>（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）及び福岡市旅館業法施行条例（平成24年福岡市条例第74号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(営業許可申請)</p> <p><u>第2条</u> 法第3条第1項の規定により、旅館業の許可を受けようとする者は、旅館業営業許可申請書（様式第1号）を営業施設の所在地を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 旅館業営業許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>旅館業</u>の施設を中心として半径300メートル以内の見取図</p> <p>(2) 各階平面図（縮尺、方位、間取り、各室の床面積及び用途を明示したものに限る。）及び立面図</p> <p>(3) <u>旅館業</u>の用に供する建築物の建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく検査済証の写し及び消防法令に</p>	

合していることを証する書類の写し

(4) 法人にあつては、履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書又は定款若しくは寄附行為の写し

(5) 条例第3条第9号ただし書又は第5条第2号ただし書の施設に該当する場合にあつては、市長が別に定める書類

(6) (略)

(ホテル営業施設の構造設備の基準の特例)

第4条 条例第3条第9号ただし書の規則で定める要件は、法第3条第1項の規定により、旅館業の営業の許可を受けようとする者が施設を営業の用に供するための権原を有していることとする。

(簡易宿所営業施設の構造設備の基準の特例)

第5条 条例第5条第2号ただし書の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 帳場の機能を代替する設備が設けられ、かつ、善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。
- (2) 事故が発生した場合その他緊急を要する場合に迅速に対応することができる体制が整備されていること。

2 前項の設備、措置及び体制の内容その他必要な事項は、市長が別に定める。

適合していることを証する書類の写し

(4) 法人にあつては、履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書又は定款若しくは寄附行為の写し並びに 役員の氏名（片仮名でふりがなを付したものに限る。）、住所、生年月日及び性別を記載した役員名簿

(5) 条例第3条第7号ただし書又は第4条第2号ただし書の施設に該当する場合にあつては、市長が別に定める書類

(6) 省令第4条の3に規定する基準に適合する設備を設ける場合にあつては、市長が別に定める書類

(7) (略)

(旅館・ホテル営業施設の構造設備の基準の特例)

第3条 条例第3条第7号ただし書の規則で定める要件は、法第3条第1項の規定により、旅館業の許可を受けようとする者が施設を旅館業の用に供するための権原を有していることとする。

(簡易宿所営業施設の構造設備の基準の特例)

第4条 条例第4条第2号ただし書の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
- (2) 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

(営業許可書等)

第6条 保健所長は、第3条の営業を許可したときは旅館業営業許可書(様式第2号)を、営業を不許可としたときは旅館業営業不許可通知書(様式第3号)を当該申請者に交付する。

(営業者の地位の承継の承認申請)

第7条 (略)

(旅館業営業者地位承継承認書等)

第8条 (略)

(変更、停止又は廃止の届出)

第9条 (略)

2 省令第4条の規定による営業の全部又は一部を停止した旨の届出は、旅館業営業停止届(様式第9号)により行わなければならない。

3 省令第4条の規定による営業を廃止した旨の届出は、旅館業営業廃止届(様式第10号)により行わなければならない。

(構造設備の基準の特例)

第10条 条例第7条の規定により緩和することができる基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造設備の基準とする。

(1) ホテル営業の施設 条例第3条第3号、第4号ウ及びエ(省令第5条第1項第1号に掲げる施設に限る。)、第6号オ(適当な規模の脱衣室が付設されている場合に限る。)並びに第9号に掲げる基準

(営業許可書等)

第5条 保健所長は、第2条の旅館業を許可したときは旅館業営業許可書(様式第2号)を、旅館業を不許可としたときは旅館業営業不許可通知書(様式第3号)を当該申請者に交付する。

(営業者の地位の承継の承認申請)

第6条 (略)

(旅館業営業者地位承継承認書等)

第7条 (略)

(変更、停止又は廃止の届出)

第8条 (略)

2 省令第4条の規定による旅館業の全部又は一部を停止した旨の届出は、旅館業営業停止届(様式第9号)により行わなければならない。

3 省令第4条の規定による旅館業を廃止した旨の届出は、旅館業営業廃止届(様式第10号)により行わなければならない。

(構造設備の基準の特例)

第9条 条例第6条の規定により緩和することができる基準は、条例第4条第1号(条例第3条第2号アに係る部分に限る。)に掲げる基準とする。

(2) 旅館営業の施設 条例第4条第1号(条例第3条第3号, 第4号ウ(施設の適当な箇所に寝具類を収納する設備が設けられている場合に限る。))及びエ(省令第5条第1項第1号に掲げる施設に限る。), 第6号オ(適当な規模の脱衣室が付設されている場合に限る。)並びに第9号に係る部分に限る。)及び第2号に掲げる基準

(3) 簡易宿所営業の施設 条例第5条第1号(条例第3条第4号ア, ウ(施設の適当な箇所に寝具類を収納する設備が設けられている場合に限る。))及びエ(省令第5条第1項第1号に掲げる施設に限る。), 第9号並びに第4条第2号に係る部分に限る。), 第2号から第4号まで及び第5号(適当な広さを有する脱衣室が付設されている場合に限る。)に掲げる基準

2 条例第7条の規定による緩和後の構造設備の基準の内容は, 市長が別に定める。

(特例施設の営業開始の届出)

第11条 省令第5条第1項第1号に規定する施設に係る旅館業の営業の許可を受けた営業者は, その年の営業を開始する前に, 旅館業特例施設営業開始届(様式第11号)を保健所長に提出し, 検査を受けなければならない。

(社会教育に関する施設等)

第12条 条例第8条第1項第6号に規定する市長が定める施設は, 次に定めるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第5条第4号 _____に規定する青年の家に類する施設であつて, 国又は

2 条例第6条の規定による緩和後の構造設備の基準の内容は, 市長が別に定める。

(特例施設の営業開始の届出)

第10条 省令第5条第1項第1号に規定する施設に係る旅館業の許可を受けた営業者は, その年の営業を開始する前に, 旅館業特例施設営業開始届(様式第11号)を保健所長に提出し, 検査を受けなければならない。

(社会教育に関する施設等)

第11条 条例第7条第1項第6号に規定する市長が定める施設は, 次に定めるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第5条第1項第4号に規定する青年の家に類する施設であつて, 国又は

地方公共団体が設置し、その施設の管理運営が国又は当該地方公共団体の責任においてなされるもの

(5) (略)

(宿泊者名簿の保存期間)

第13条 法第6条第1項に規定する宿泊者名簿(当該名簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)の保存期間は、3年とする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、法、省令及び条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

地方公共団体が設置し、その施設の管理運営が国又は当該地方公共団体の責任においてなされるもの

(5) (略)

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、法、政令、省令及び条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

様式第1号

様式第1号

1枚目(表)

旅館業営業許可申請書

年 月 日

(宛先)福岡市 保健所長

住所
申請者
氏名 〇
年 月 日生
電話番号

※法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
※申請者本人が署名する場合は、押印を省略することができます。

次のとおり営業したいので、旅館業法第3条第1項の規定により申請します。

営業施設の名称	電話番号	
営業施設の所在地		
営業の種別	ホテル・旅館・簡易宿所・下宿	
旅館業法施行規則第5条第1項に該当する場合の種別	季節営業・交通不便地・一時的営業	
旅館業法第3条第2項第1号から第3号までの規定の該当の有無及び内容	(1) 旅館業法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないこと。	有(内容)・無
	(2) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して3年を経過しないこと。	有(内容)・無
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員が(1)又は(2)に該当すること。	有(内容)・無
旅館業法第3条第3項及び第4項に該当する施設の名称及び敷地からの距離(200m以内)	名称 距離	m
	名称 距離	m
	名称 距離	m

様式第1号

様式第1号

1枚目(表)

旅館業営業許可申請書

年 月 日

(宛先)福岡市 保健所長

住所
申請者
氏名 〇
年 月 日生 男・女
電話番号

※法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
※申請者本人が署名する場合は、押印を省略することができます。

次のとおり営業したいので、旅館業法第3条第1項の規定により申請します。

営業施設の名称	電話番号	
営業施設の所在地		
営業の種別	①旅館・ホテル ②簡易宿所 ③下宿	
旅館業法施行規則第5条第1項に該当する場合の種別	①季節営業 ②交通不便地 ③一時的営業 ④農林漁業体験民泊業	
旅館業法第3条第2項第1号から第8号までの規定の該当の有無及び内容	(1) 成年被後見人又は被保護人	有 内容 無
	(2) 被差手続開始の決定を受けて復権を得ない者	
	(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者	
	(4) 法第8条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して3年を経過していない者	
	(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者(第8号において「暴力団員等」という。)	
	(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの	
	(7) 法人であつて、その業務を行う役員のうち第1号から第5号のいずれかに該当する者があるもの	
	(8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者	
旅館業法第3条第3項及び第4項に該当する施設の名称及び敷地からの距離(200m以内)	名称 距離	m
	名称 距離	m
	名称 距離	m

1枚目(裏)

営業施設の概要

1 建築物			
敷地面積	m ²	建築面積	m ²
建築様式	造	階建	
延床面積	m ²	床の高さ	地床から m

2 客室の構造【詳細は次頁のとおり】			
和式客室	室	洋式客室	室
客室の内訳	シングル ツイン	ダブル トリプル以上	客室計 室
寝台数計	台	取容人員	人

3 客室以外の室			
階	別室の名称	面積 m ²	備考

4 浴室の構造							
面積 m ²	採光	換気	内壁の構造 高さ m	床面の材質 張	脱衣室 面積 m ²	その他	
	窓・人工	窓・人工					
	窓・人工	窓・人工					
	窓・人工	窓・人工					
	窓・人工	窓・人工					
	窓・人工	窓・人工					

5 便所の構造(公共下水道・浄化槽・くみ取り)								
階	別	個	数	採光	換気	防虫防臭 設備	便器様式	手洗設備
	階	男性用	大小	窓・人工	窓・人工		和	個
		女性用					洋	個
		その他						流水式
	階	男性用	大小	窓・人工	窓・人工		和	個
		女性用					洋	個
		その他						流水式
	階	男性用	大小	窓・人工	窓・人工		和	個
		女性用					洋	個
		その他						流水式
	階	男性用	大小	窓・人工	窓・人工		和	個
		女性用					洋	個
		その他						流水式

1枚目(裏)

営業施設の概要

1 建築物			
敷地面積	m ²	建築面積	m ²
建築様式	造	階建	
延床面積	m ²		

2 客室の構造【詳細は2枚目(裏)のとおり】			
寝台あり	室	寝台なし	室
客室の内訳	シングル ツイン	ダブル トリプル以上	客室計 室
寝台数計	台	取容定員	人

3 客室以外の室					
階	別室の名称	備考	階	別室の名称	備考

4 浴室の構造						
浴槽名	原水の 種類	循環	ろ過器	換気	その他	
共用		有・無	有・無	自然・機械		
		有・無	有・無	自然・機械		
		有・無	有・無	自然・機械		
		有・無	有・無	自然・機械		
		有・無	有・無	自然・機械		

5 共同便所の構造					
階	別	個	数	手洗設備	換気
	階	男性用		有・無	自然・機械
		女性用			
		その他()			
	階	男性用		有・無	自然・機械
		女性用			
		その他()			
	階	男性用		有・無	自然・機械
		女性用			
		その他()			
	階	男性用		有・無	自然・機械
		女性用			
		その他()			

様式第2号～第3号 (略)

様式第4号

様式第4号

旅館業営業者地位承継承認申請書

年 月 日

(宛先)福岡市 保健所長

申請者 住所
氏 名 ⑥
年 月 日生

被相続人との続柄

※法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
※申請者本人が署名する場合は、押印を省略することができます。

次のとおり営業者の地位の承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項第3条の3の規定により申請します。

合併により消滅する法人又は分割前の法人の名称及び代表者の氏名(被相続人の氏名)	
合併により消滅する法人又は分割前の法人の事務所所在地(被相続人の住所)	
営業施設の名称	
営業施設の所在地	
営業の種別	
営業許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
地位の承認を受けようとする法人の名称及び代表者の氏名	
地位の承認を受けようとする法人の事務所所在地	
合併又は分割の予定年月日(相続開始の年月日)	年 月 日
旅館業法第3条第2項第1号から第3号までの規定の該当の有無及び内容	

様式第2号～第3号 (略)

様式第4号

様式第4号

旅館業営業者地位承継承認申請書

年 月 日

(宛先)福岡市 保健所長

申請者 住所
氏 名 ⑥
年 月 日生 男・女

被相続人との続柄

※法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
※申請者本人が署名する場合は、押印を省略することができます。

次のとおり営業者の地位の承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項第3条の3の規定により申請します。

合併により消滅する法人又は分割前の法人の名称及び代表者の氏名(被相続人の氏名)	
合併により消滅する法人又は分割前の法人の事務所所在地(被相続人の住所)	
営業施設の名称	
営業施設の所在地	
営業の種別	
営業許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
地位の承継の承認を受けようとする法人の名称及び代表者の氏名	
地位の承継の承認を受けようとする法人の事務所所在地	
合併又は分割の予定年月日(相続開始の年月日)	年 月 日
旅館業法第3条第2項第1号から第3号までの規定の該当の有無及び内容 (1) 成年後見人又は被保佐人 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 禁固以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 (4) 法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者(第8号において「暴力団員等」という。) (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの (7) 法人であつて、その業務を行う役員のうち第1号から第5号のいずれかに該当する者があるもの (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者	有 内容 無

様式第5号～8号 (略)

様式第9号

様式第9号

旅館業営業停止届	
年 月 日	
(宛先) 福岡市 保健所長	
住所	住所
届出者	届出者
氏名	氏名
(法人にあつては、その名称、主たる 事務所の所在地及び代表者の氏名)	
次のおり旅館業の営業を停止したので、旅館業法施行規則第4条の規定により届け出 ます。	
営業施設の名称	
営業施設の所在地	
営業の種類別	
営業許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
停止期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
停止の理由	

様式第5号～8号 (略)

様式第9号

様式第9号

旅館業営業停止届	
年 月 日	
(宛先) 福岡市 保健所長	
住所	住所
届出者	届出者
氏名	氏名
(法人にあつては、その名称、主たる 事務所の所在地及び代表者の氏名)	
次のおり旅館業を停止したので、旅館業法施行規則第4条の規定により届け出ます。	
営業施設の名称	
営業施設の所在地	
営業の種類別	
営業許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
停止期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
停止の理由	

様式第10号 (略)

様式第10号

旅館業営業廃止届	
年 月 日	
(宛先) 福岡市 保健所長	
住所	住所
届出者	届出者
氏名	氏名
(法人にあつては、その名称、主たる 事務所の所在地及び代表者の氏名)	
<p>次のとおり旅館業の営業を廃止したので、旅館業法施行規則第4条の規定により届け出ます。</p>	
営業施設の名称	
営業施設の所在地	
営業の種類別	
営業許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

様式第10号 (略)

様式第10号

旅館業営業廃止届	
年 月 日	
(宛先) 福岡市 保健所長	
住所	住所
届出者	届出者
氏名	氏名
(法人にあつては、その名称、主たる 事務所の所在地及び代表者の氏名)	
<p>次のとおり旅館業を廃止したので、旅館業法施行規則第4条の規定により届け出ます。</p>	
営業施設の名称	
営業施設の所在地	
営業の種類別	
営業許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

様式第11号

様式第11号

旅館業特例施設営業開始届

年 月 日

(宛先) 福岡市 保健所長

住 所
届出者
氏 名

(法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

次のとおり今年の営業を開始するので、福岡市旅館業法施行細則第9条の規定により届け出ます。

営業施設の名称	
営業施設の所在地	
営業の種別	
営業許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
今年の営業期間	月 日 から 月 日まで

様式第11号

様式第11号

旅館業特例施設営業開始届

年 月 日

(宛先) 福岡市 保健所長

住 所
届出者
氏 名

(法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

次のとおり今年の営業を開始するので、福岡市旅館業法施行細則第10条の規定により届け出ます。

営業施設の名称	
営業施設の所在地	
営業の種別	
営業許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
今年の営業期間	月 日 から 月 日まで